

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	令和7年4月9日 (第1回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	南長野・三郷地区 (南長野・三郷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	47.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	47.6 ha
② 田の面積	47.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.6 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は圃場整備により多くの農地が整備されていますが、獣害の被害が課題となっている。
南長野と三郷は営農連携により農地維持が図られているが、高齢者の割合が高く、担い手の確保が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
入作者の状況に応じて、集積・集約化を図り、地元農業者についても集落の農地の保全に努める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	38	%	将来の目標とする集積率
			41 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地区内農地の集積・集約化を目指し、土地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組
老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
地域の担い手への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①経年劣化により随時修理が必要となっており市の補助金等を利用し維持管理していく。
②水稻の品種を変更し減農薬の栽培を行う
③ドローンによる農薬の空中散布を行い、効率的な農業と労力の軽減を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手A	水稻	1.7 ha	6 ha	水稻	1.7 ha	6 ha	A	
集	担い手B	水稻	1.7 ha	3.5 ha	水稻	1.7 ha	9.5 ha	B	
利用者	担い手E	水稻、麦	0.5 ha	0.3 ha	水稻、麦	0.5 ha	0.3 ha	C	
利用者	担い手C	水稻	1 ha	3.5 ha	水稻	0 ha	0 ha	—	担い手Bに合流して営農を継続
計	4経営体		4.9 ha	13.3 ha		4 ha	15.8 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 目標地図(別添のとおり)